

新	旧
<p data-bbox="248 277 898 309">企画旅行に関する広告の表示基準等について</p> <p data-bbox="62 357 1084 504">1 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示方法について（旅行業法（以下「法」という。）第12条の7、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（以下「規則」という。）第12条関係）</p> <p data-bbox="76 517 136 549">(1)</p> <p data-bbox="91 558 920 590">① 「企画者以外の者」について（規則第12条第1号）</p> <p data-bbox="129 600 1084 708">企画者以外の者には、企画旅行業者の旅行業者代理業者並びに企画旅行業者の受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者のほか、以下のような者が含まれることに留意すること。</p> <p data-bbox="129 718 1084 788">ア 企画旅行業者以外の者が企画に参画した場合のオーガナイザー等</p> <p data-bbox="129 798 674 829">イ 後援者、協賛者、賛同者、推薦者</p> <p data-bbox="129 839 479 871">ウ 運送機関、宿泊機関</p> <p data-bbox="91 880 1084 951">② 「文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること」について（規則第12条第1号）</p> <p data-bbox="152 960 786 992">原則として以下の要領により表示すること。</p> <p data-bbox="129 1002 1084 1072">ア 受託旅行業者については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。</p> <p data-bbox="129 1082 1084 1190">イ 企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者代理業者については、それぞれ企画旅行業者、受託旅行業者の名称に用いている活字より小さい活字を用いること。</p> <p data-bbox="129 1200 1084 1308">ウ 旅行業者又は旅行業者代理業者以外の者の名称については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。</p> <p data-bbox="129 1318 1084 1426">エ その他、企画旅行業者以外の者の名称に太い活字や鮮かな色を用いるなど、その者の名称をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。</p>	<p data-bbox="1285 277 1935 309">企画旅行に関する広告の表示基準等について</p> <p data-bbox="1115 357 2130 504">1 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示方法について（旅行業法（以下「法」という。）第12条の7、旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（以下「規則」という。）第12条関係）</p> <p data-bbox="1115 517 1176 549">(1)</p> <p data-bbox="1131 558 1960 590">① 「企画者以外の者」について（規則第12条第1号）</p> <p data-bbox="1169 600 2130 708">企画者以外の者には、企画旅行業者の旅行業者代理業者並びに企画旅行業者の受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者のほか、以下のような者が含まれることに留意すること。</p> <p data-bbox="1169 718 2130 788">ア 企画旅行業者以外の者が企画に参画した場合のオーガナイザー等</p> <p data-bbox="1169 798 1713 829">イ 後援者、協賛者、賛同者、推薦者</p> <p data-bbox="1169 839 1518 871">ウ 運送機関、宿泊機関</p> <p data-bbox="1131 880 2130 951">② 「文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること」について（規則第12条第1号）</p> <p data-bbox="1191 960 1825 992">原則として以下の要領により表示すること。</p> <p data-bbox="1169 1002 2130 1072">ア 受託旅行業者については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。</p> <p data-bbox="1169 1082 2130 1190">イ 企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者代理業者については、それぞれ企画旅行業者、受託旅行業者の名称に用いている活字より小さい活字を用いること。</p> <p data-bbox="1169 1200 2130 1308">ウ 旅行業者又は旅行業者代理業者以外の者の名称については、企画旅行業者の名称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。</p> <p data-bbox="1169 1318 2130 1426">エ その他、企画旅行業者以外の者の名称に太い活字や鮮かな色を用いるなど、その者の名称をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。</p>

宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又は近郊の都市」のように、当該都市名を表示した上で近郊都市が宿泊地となり得る旨を表示してよい。

イ 出発日及び旅行日数

出発日については、標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号。以下「約款」という。）に規定する「旅行開始日」を表示し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を表示すること。

② 機中泊、車中泊等の場合は、その旨を表示すること。

(3) 「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について（規則第13条第3号）

少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。

① 利用予定航空会社を表示する場合には、「A航空、B航空他」などの利用予定航空会社の範囲が不明確な表示を行わないこと。また、コードシェア便を利用する場合であって、表示上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨を表示すること。なお、この場合には、表示上の航空会社をツアー・タイトル（旅行の選択の上で重要な要素として表示されているものをいう。以下同じ。）に記載することはできない。

② 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）運行のバス（以下「貸切バス」という。）を利用する場合には、利用予定の貸切バス事業者を表示することとし、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記するこ

宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又は近郊の都市」のように、当該都市名を表示した上で近郊都市が宿泊地となり得る旨を表示してよい。

イ 出発日及び旅行日数

出発日については、標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号。以下「約款」という。）に規定する「旅行開始日」を表示し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を表示すること。

② 機中泊、車中泊等の場合は、その旨を表示すること。

(3) 「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について（規則第13条第3号）

少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。

① 利用予定航空会社を表示する場合には、「A航空、B航空他」などの利用予定航空会社の範囲が不明確な表示を行わないこと。また、コードシェア便を利用する場合であって、表示上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨を表示すること。なお、この場合には、表示上の航空会社をツアー・タイトル（旅行の選択の上で重要な要素として表示されているものをいう。以下同じ。）に記載することはできない。

② 道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）運行のバス（以下「貸切バス」という。）を利用する場合には、利用予定の貸切バス事業者を表示することとし、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記するこ

運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

(7)「法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨」について（規則第13条第8号）

契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨を表示すること。

3 企画旅行契約等に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について（法第12条の4、規則第5条関係）

(1)「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（規則第5条第1号イ）

- ① 登録番号は、企画者の氏名又は名称に近接して記載すること。
- ② 企画旅行業者が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。
- ③ 企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を記載する場合にあっては、1、(1)、②に示す要領により文字の大きさ等に留意して、企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
- ④ 旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画者の氏名又は名称の記載については、施行要領によること。
- ⑤ 当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者又は地域限定旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。
- ⑥ 当該企画旅行が旅行者からの依頼を受けて実施する企画旅行（以下「受注型企画旅行」という。）であって、企画旅行業者が地域

運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあっては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

(7)「法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨」について（規則第13条第8号）

契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨を表示すること。

3 企画旅行契約等に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について（法第12条の4、規則第5条関係）

(1)「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（規則第5条第1号イ）

- ① 登録番号は、企画者の氏名又は名称に近接して記載すること。
- ② 企画旅行業者が旅行業協会に加入している場合にあっては、当該旅行業協会名（マークの記載は任意とする。）も併せて記載すること。
- ③ 企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を記載する場合にあっては、1、(1)、②に示す要領により文字の大きさ等に留意して、企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
- ④ 旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画者の氏名又は名称の記載については、施行要領によること。
- ⑤ 当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者又は地域限定旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。
- ⑥ 当該企画旅行が受注型企画旅行であって、企画旅行業者が地域限定旅行業者である場合には、受注型企画旅行を実施することが

は観光施設の名称及び入場する旨を明示すること。

イ その他の旅行の目的地については、当該目的地が入場する観光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等と明確に区別されるように記載すること。

ウ 宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を記載すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又はB市」のように、当該都市名を記載した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を記載してよい。この場合、当該都市の中心部から当該代替都市の中心部までのおおよその距離、この間の移動に用いる運送機関の種類及び当該運送機関を利用した場合の所要時間を記載すること。

エ 出発日については、約款に規定する「旅行開始日」を記載し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を記載すること。

オ 企画旅行日程中、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合には、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害については約款中の特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を記載すること。

② 行程の記載に当たっては少なくとも「〇〇時から〇〇時まで」又は「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の時間帯を記載すること。

③ 機中泊、車中泊等の場合は、その旨を記載すること。

(5) 「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について(規則第5条第1号ホ)

① 複数の出発日を有するコースであって、出発日により旅行代金の額が異なるものについては、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に記載すること。

② 運送機関の等級、宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異

は観光施設の名称及び入場する旨を明示すること。

イ その他の旅行の目的地については、当該目的地が入場する観光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等と明確に区別されるように記載すること。

ウ 宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を記載すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又はB市」のように、当該都市名を記載した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を記載してよい。この場合、当該都市の中心部から当該代替都市の中心部までのおおよその距離、この間の移動に用いる運送機関の種類及び当該運送機関を利用した場合の所要時間を記載すること。

エ 出発日については、約款に規定する「旅行開始日」を記載し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を記載すること。

オ 企画旅行日程中、旅行者が旅行業者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合には、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害については約款中の特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を記載すること。

② 行程の記載に当たっては少なくとも「〇〇時から〇〇時まで」又は「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の時間帯を記載すること。

③ 機中泊、車中泊等の場合は、その旨を記載すること。

(5) 「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について(規則第5条第1号ホ)

① 複数の出発日を有するコースであって、出発日により旅行代金の額が異なるものについては、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に記載すること。

② 運送機関の等級、宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異

会社又はB航空会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

ウ 航空機が乗継便又は経由便となることが予定されている場合は、その旨を記載すること。この際、「直行便又は乗継便」、「直行便又は経由便」の記載は認められない。

エ コードシェア便を利用する場合であつて、記載上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨並びに運航航空会社名及び当該運航航空会社によって航空機が運航され、機内サービスが提供される旨を併せて記載すること。

オ 貸切バスを利用する場合は、利用予定の貸切バス事業者を表示すること。この場合、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記すること。なお、「同等」と表示する場合は、別途、貸切バス事業者のリストを作成し、旅行者に利用予定の貸切バス事業者がわかるようにすること。

② 宿泊サービス

ア 利用する宿泊機関の種類、名称

i) 日程中に利用する宿泊機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

ii) 宿泊機関が旅館又はホテルの場合は、宿泊機関の名称を記載すること。この際、宿泊機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aホテル又は同等クラス」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aホテル又はBホテル」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

イ 客室の種類、バス・トイレ等の設備、景観及び利用人員

宿泊機関が旅館又はホテルの場合において、客室の種類として、和室・洋室・和洋室の別（海外のホテルである場合を除く。）及び洋室については、シングル、ツイン、ダブル、トリプル等の客

会社又はB航空会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

ウ 航空機が乗継便又は経由便となることが予定されている場合は、その旨を記載すること。この際、「直行便又は乗継便」、「直行便又は経由便」の記載は認められない。

エ コードシェア便を利用する場合であつて、記載上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨並びに運航航空会社名及び当該運航航空会社によって航空機が運航され、機内サービスが提供される旨を併せて記載すること。

オ 貸切バスを利用する場合は、利用予定の貸切バス事業者を表示すること。この場合、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記すること。なお、「同等」と表示する場合は、別途、貸切バス事業者のリストを作成し、旅行者に利用予定の貸切バス事業者がわかるようにすること。

② 宿泊サービス

ア 利用する宿泊機関の種類、名称

i) 日程中に利用する宿泊機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

ii) 宿泊機関が旅館又はホテルの場合は、宿泊機関の名称を記載すること。この際、宿泊機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aホテル又は同等クラス」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aホテル又はBホテル」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

イ 客室の種類、バス・トイレ等の設備、景観及び利用人員

宿泊機関が旅館又はホテルの場合において、客室の種類として、和室・洋室・和洋室の別（海外のホテルである場合を除く。）及び洋室については、シングル、ツイン、ダブル、トリプル等の客

4章（契約の解除）又は受注型企画旅行契約の部第3章（契約の変更）及び第4章（契約の解除）の規定に準拠して記載すること。

(10) 「責任及び免責に関する事項」について（規則第5条第1号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第27条（当社の責任）、第29条（旅程保証）及び第30条（旅行者の責任）又は受注型企画旅行契約の部第28条（当社の責任）、第30条（旅程保証）及び第31条（旅行者の責任）の規定に準拠して記載すること。

(11) 「旅行中の損害の補償に関する事項」について（規則第5条第1号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第28条（特別補償）又は受注型企画旅行契約の部第29条（特別補償）の規定に準拠して記載すること。

(12) 「旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格」について（規則第5条第1号ホ）

① 海外旅行にあつては、渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券に一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要とされる残存有効期間の長さを、それぞれ記載すること。ただし、本邦国籍者以外の旅行者については、旅行者自身が関係官署に問い合わせるなどし、必要な査証、旅券、再入国許可証等を取得又は所持すべき旨を記載することで足りる。

② その他、企画旅行への参加に当たり、性別、年齢、一定の技能を有していること等、参加資格を設ける場合はその旨を具体的に記載すること。

(13) 「ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい運送の安全に関する情報」について（規則第5条第1号ホ）

運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要

4章（契約の解除）又は受注型企画旅行契約の部第3章（契約の変更）及び第4章（契約の解除）の規定に準拠して記載すること。

(10) 「責任及び免責に関する事項」について（規則第5条第1号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第27条（当社の責任）、第29条（旅程保証）及び第30条（旅行者の責任）又は受注型企画旅行契約の部第28条（当社の責任）、第30条（旅程保証）及び第31条（旅行者の責任）の規定に準拠して記載すること。

(11) 「旅行中の損害の補償に関する事項」について（規則第5条第1号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第28条（特別補償）又は受注型企画旅行契約の部第29条（特別補償）の規定に準拠して記載すること。

(12) 「旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格」について（規則第5条第1号ホ）

① 海外旅行にあつては、渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券に一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要とされる残存有効期間の長さを、それぞれ記載すること。ただし、本邦国籍者以外の旅行者については、旅行者自身が関係官署に問い合わせるなどし、必要な査証、旅券、再入国許可証等を取得又は所持すべき旨を記載することで足りる。

② その他、企画旅行への参加に当たり、性別、年齢、一定の技能を有していること等、参加資格を設ける場合はその旨を具体的に記載すること。

(13) 「ホに掲げる旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい運送の安全に関する情報」について（規則第5条第1号ホ）

運送サービスの内容を勘案して、旅行業者の判断により、必要

氏名又は名称に近接して表示すること。

4 誇大広告の禁止（法第12条の8、規則第14条関係）

(1) 本条の規制の対象となるのは、企画旅行の募集広告のみならず旅行業者等が旅行業務について行う広告すべてである。

(2) 禁止される誇大表示の事例は次のとおりである。

① 「旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項」について（規則第14条第1号）

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

i) 「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語

ii) 「完ぺき」等完全性を意味する用語

イ ファーストクラスの使用、添乗員の同行等単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表示すること。

ウ 「後援」、「協賛」、「推薦」等の表示を事実と反して行うこと。

② 「旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項」及び「感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項」について（規則第14条第2号、第3号）

旅行地において安全が確保されていることや、衛生面での懸念がないことを、事実と反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、これを強く想起させる写真・イラスト等を使用すること。

③ 「旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項」について（規則第14条第4号）

ア 著しく事実と相違する表示を行うこと。

イ 日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること（表紙等に使用する場合及びイメージであることを明記した上で使用する場合を除く。）。)

④ 「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」及び「旅行中の旅行者の負担に関する事項」について（規則第14条第5号、第6号）

氏名又は名称に近接して表示すること。

4 誇大広告の禁止（法第12条の8、規則第14条関係）

(1) 本条の規制の対象となるのは、企画旅行の募集広告のみならず旅行業者等が旅行業務について行う広告すべてである。

(2) 禁止される誇大表示の事例は次のとおりである。

① 「旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項」について（規則第14条第1号）

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

i) 「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語

ii) 「完ぺき」等完全性を意味する用語

イ ファーストクラスの使用、添乗員の同行等単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表示すること。

ウ 「後援」、「協賛」、「推薦」等の表示を事実と反して行うこと。

② 「旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項」及び「感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項」について（規則第14条第2号、第3号）

旅行地において安全が確保されていることや、衛生面での懸念がないことを、事実と反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、これを強く想起させる写真・イラスト等を使用すること。

③ 「旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項」について（規則第14条第4号）

ア 著しく事実と相違する表示を行うこと。

イ 日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること（表紙等に使用する場合及びイメージであることを明記した上で使用する場合を除く。）。)

④ 「旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項」及び「旅行中の旅行者の負担に関する事項」について（規則第14条第5号、第6号）

少なくとも次の事項を表示すること。

- ① オプショナルツアーの企画者が企画旅行業者と異なる場合にあつては、その旨
- ② ツアーの内容、料金、取消料その他の実施条件
- ③ ツアーの申込方法

(2) セット販売

旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合には、旅行に係る代金を明確に表示すること。

6 旅行業約款の認可を受けた場合の広告の基準

旅行業約款について観光庁長官の認可を受けた場合には、当該認可を受けた旅行業約款の内容が上記1から5の内容と異なる部分については当該認可を受けた旅行業約款に準拠して広告を行うこと。

7 旅行業協会によるガイドラインの作成

- (1) 旅行業協会は、上記1から6に則して、募集広告、パンフレット等についてその作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）について、従来のものを速やかに改正するものとする。
- (2) ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。
- (3) 旅行業協会は、改正後のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを観光庁に届け出るものとする。

少なくとも次の事項を表示すること。

- ① オプショナルツアーの企画者が企画旅行業者と異なる場合にあつては、その旨
- ② ツアーの内容、料金、取消料その他の実施条件
- ③ ツアーの申込方法

(2) セット販売

旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合には、旅行に係る代金を明確に表示すること。

6 旅行業約款の認可を受けた場合の広告の基準

旅行業約款について観光庁長官の認可を受けた場合には、当該認可を受けた旅行業約款の内容が上記1から5の内容と異なる部分については当該認可を受けた旅行業約款に準拠して広告を行うこと。

7 旅行業協会によるガイドラインの作成

- (1) 旅行業協会は、上記1から6に則して、募集広告、パンフレット等についてその作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）について、従来のものを速やかに改正するものとする。
- (2) ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。
- (3) 旅行業協会は、改正後のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを観光庁に届け出るものとする。